



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

交通事故等で健康保険を使用する場合は届け出が必要です

交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いします。

届け出が必要なケース

- 相手方がいる交通事故（ただし自損事故でも同乗者であった場合は届け出が必要となります。）
- 他人が飼っている動物に咬まれた
- 他人からの暴力 など



届け出が必要な理由



交通事故等の第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担することが原則ですが、健康保険を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。

そのため、協会けんぽが後日、加害者に対して健康保険で立て替えた費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、ご提出をお願いします。

！ 示談は慎重に

示談の内容によっては、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や保険給付を受けることができなくなる場合があります。示談をするときは、事前に協会けんぽへご連絡をお願いします。

ケガによる支給申請では、負傷原因届が必要な場合があります

負傷（ケガ）により各種給付の申請をするときは、添付書類として「負傷原因届」が必要になります。ただし、業務中（通勤途中）に負傷した場合、業務（通勤）災害に該当する場合があります。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。

負傷（ケガ）によって、負傷原因届が必要になる支給申請

● 移送費

● 海外療養費

【お詫び】協会けんぽ香川支部からのお知らせ（8月号）に記載誤りがございました

協会けんぽ香川支部からのお知らせ（8月号）掲載の「はり・きゅう・あん摩・マッサージのかかり方」につきまして、医師の同意書に係る期間に記載誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正させていただきます。

【誤】（医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要になります。）
※3か月ごとに必要になります。

【正】（医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要になります。）
※5～6か月ごとに必要になります。

こちらには訂正したものを掲載しております。



「要精密検査」と判定された方は必ず医療機関を受診してください!

令和7年10月から肺・胃・大腸がん検診において「要精密検査」と判定され、医療機関への受診が確認できない被保険者の方に、受診をお勧めするご案内(封筒・はがき)をお送りします。

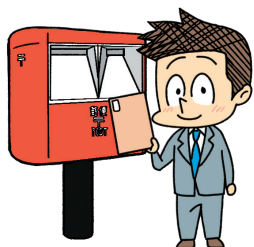


事業主・担当者の皆さまへのお願い

大切な従業員を守るため、健診結果から医療機関への受診が必要と判定された方には、必ず受診するようお声がけをお願いいたします。



各種申請書(届出書)は郵送でお手続きいただけます



健康保険に関する各種申請は、郵送が便利です。窓口は混雑状況によってはお待ちいただくことがありますので、郵送によりお手続きしてください。

- 各種申請書及び記入例は、協会けんぽHPよりダウンロード可能です。また、「届出・申請書作成支援サービス」にて各種申請書を簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

送付先

〒760-8564 協会けんぽ香川支部

※郵便番号を記載いただければ住所の記載は省略できます。

 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

香川支部
HPトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集



友だち募集中!

